

公益社団法人 日本数学教育学会
研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本数学教育学会（以下「当法人」という。）における研究公正の推進を目的とし、必要な施策を策定し実施するために設置する研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、理事から要請があった場合に代表理事が招集し、次の各号に掲げる事項について審議を行い、理事会に審議結果について報告する。

- (1) 研究公正を実現し不正を防止するための具体的な対策の策定及び実施に関すること。
- (2) 研究不正が生じた場合における再発防止策の実施に関すること。
- (3) 上記のほか、委員長が必要と認めること。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査等を行う。

- (1) 研究公正の推進についての現状把握に関すること。
- (2) 研究不正の疑義が生じた場合の事実の確認に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表理事
- (2) 論究部長
- (3) 算数教育編集部長
- (4) 数学教育編集部長
- (5) 総務部長
- (6) その他代表理事が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要であると認めるときは委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(辞任)

第5条 委員は、第三者委員会に求められる任務を全うできない状況に至った場合、辞任することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は令和3年7月12日から施行する。